

# 令和7年 第12回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和7年12月10日（水）

午後4時00分から午後4時45分

場所：宇城市役所3階大会議室

## ○出席委員

### （農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

### （農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
欠	吉利 健	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	欠
上村 君博	欠	吉水 和博
吉川 勝弘	欠	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

## ○欠席委員

### 農地利用最適化推進委員

早川 一伸 澤村 賢治 森田 良光 河島 陽一

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

### 議事日程（開議：午後4時00分）

日程第1	議事録署名委員の決定について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第5条の規定による許可書の返納について
日程第4	議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第67号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について
日程第7	議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第69号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の作成について
日程第9	議案第70号 農用地利用集積等促進計画書の作成について

- 日程第 10 議案第 71 号 農業経営基盤強化促進法第 22 条第 2 項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について
- 日程第 11 議案第 72 号 農地・非農地の判断について

**開 会** (午後 4 時 00 分) 副会長の号令による起立・礼

**事務局長** ただ今から令和 7 年第 12 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員出席ですので総会が成立していることをお知らせします。

開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願いします。

**会 長** こんにちは。大変お忙しい中お疲れのところご出席をしていただきましてありがとうございます。

先月はですね、とても忙しく、九州沖縄女性大会に女性 3 人で長崎に出席しまして、その後はですね、会長研修で新潟、そして農業委員会のですね全国会長代表者集会に出席し、その後はですね、国會議員の県の 6 名の方々に要請書を提出しました。ほんとにハードな企画ではありましたが、とても経験できることをさせていただいたと思っています。

**議 長** それでは、これより令和 7 年第 12 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、12 番 北岡 誠司 委員、13 番 本田 久 委員を指名いたします。

**議 長** 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の举手を求めます。

( 委員举手 )

**議 長** ありがとうございます。全員举手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

**議 長** 日程第 3、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可書の返納について」事務局より報告を願います。

**事務局** 令和 7 年第 7 回宇城市農業委員会総会において承認されました議案第 36 号、審議番号 2 番の松橋町豊福の建売住宅の案件につきましては、許可

書返納となりましたので、ご報告いたします。以上です。

議 長

これは、報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長

日程第4、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第65号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の3ページになります。議案第65号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があつたので審議を求める。

令和7年12月10日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、

三角2 山本委員より

申請番号2番は、

三角3 松下委員より

申請番号3番は、

不知火1 上田委員より

申請番号4番は、

6番 河野委員より

申請番号5番は、

8番 山田委員より

申請番号6番及び7番は、

松橋2 近藤委員より

申請番号8番は、

12番 北岡委員より

申請番号9番は、

豊野1 小田委員より

それぞれ、説明を求める。

山本推進委員

それでは、12-1についてご説明いたします。申請事由は、経営規模拡大による売買です。申請地は受人所有地に面しており、取得になんら問題はないと思います。現在は雑木が生えている状態です。審議よろしくお願ひしたいと思います。

松下推進委員

申請番号12-2について説明いたします。詳細は記載のとおりです。この売買は、規模拡大による売買です。受人がですね、3年ほど前この農地の隣に倉庫を買われました。倉庫兼選果場ですね。この土地も隣という事で有効利用できると思います。検討お願ひいたします。

上田推進委員

申請番号12-3について説明いたします。申請事由は、経営規模拡大による

売買となっております。詳細は記載のとおりです。現在は荒れた農地になっております。渡人は、亡くなられたご主人から所有権移転をされており、果樹から平地へと移って施設栽培を息子さんと作られておりましたが、数年前に離農され、息子さんも勤めにでられ管理もできない状況になっております。そこで受人から相談を受けられ売買に至っております。受人は以前同じ地区の果樹園を購入され、現在杉の苗木を栽培しておられるのを確認しております。

新規の農業者と協力して農業経営をしていく所存と聞いております。ただ、杉の苗木の栽培ということで樹木化しないように見守っていく必要は前回と同じくあると思いますが、他にはなんら問題無いかと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### **河野委員**

12-4について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由はですね、贈与となっております。渡人、受人はご夫婦でありましてご主人の方の体調にいささか不安があるという事で奥様の方にちょっとづつでも土地を贈与をしておきたいという事であります。何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくお願ひします。

#### **山田委員**

申請番号12-5について説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請事由はですね、贈与となっております。この案件はですね、渡人がお母様から土地を譲ってもらいましてそこの一帯が全部耕作放棄地になっております。その中で、その譲受られた土地をですね、業者さんを使って伐採とか開墾とかされきれいな農地にされました。しかしながら、もうさすがにですねそこを管理するのが難しいということでいろいろ近くの方たちに当たられまして誰か作ってくれないかということで尋ねられましたがなかなか誰も作ってくれる方がいないという事で、私に相談がありました。そんな中でですね受人が農家ではないんですが、ここ数年一生懸命米作りをされております。これから一生懸命されるという事で一応話をしたところ、いいですよということで話がまとっております。なかなか場所的に難しいとこで、管理も難しいとこではあるんですけど一生懸命やるということでこれから先ですねそのまましておくとどうしてもまた元に戻ってしまうということで受人に紹介しました。機械等も親戚の方から借りられるということなんで、問題は無いかと思います。これからですね、私たちもしっかりサポートしていきたいと思いますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### **近藤推進委員**

申請番号12-6について説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請事由は規模拡大による農地の売買となっております。渡人ですが1度この農地は5条申請で上がっていたのですが、業者さんとの間で問題があつたためアパート、マンション、どっちかだったと思いますが、建設予定が一応白紙になってそのまま農地としてあります。それを受人が購入されるということで、金額的

にですね、見ていただいたらわかるんですけども、今回 8 畝くらいなんですけども金額的にすごく高いので一応確認はしてあるところなんですが、値段はそれでいいというところです。農地として利用は可能ではあるんですけども機能的にちゃんと農業ができるのかなというところがとても不安があるところで、ちょっとそこは継続して見ていかないといけないところなのかなと思つります。金額等含めてですねご審議していただければなと思います。

続けて 12 - 7 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりで規模拡大による売買となっております。これにかんしましては、渡人と受人は親族関係で親族間の売買という形になっております。水稻、田んぼなんで値段的にもいいのかなというところです。ご審議かたよろしくお願ひいたします。

**北岡委員** 申請番号 12 - 8 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は兄弟関係の贈与となります。渡人の兄は、市外在住で農地を相続され、水稻及び野菜を耕作されておりましたが、高齢に伴い耕作が困難になってきたため、地元在住の弟に贈与することになりました。贈与後は引き続き水稻及び露地野菜を作付けされる予定です。機械の所有状況ですが、軽トラック耕運機等で稻作に必要な機械は借入にて行う予定です。受人もまだ元気でおられますし、耕作者が地元に移ったということで効率的に作業が行えるとおもいますので、承認よろしくお願ひします。

**小田推進委員** 12 - 9 について説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。渡人の方が市外にお住まいでの管理ができないということで受人に販売するという事になりました。機械とかそういうのは全部そろっているそうですので何ら問題無いと思いますので、承認よろしくお願ひします。

**議長** 只今、申請番号 1 番から 9 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議長** 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 9 番について承認される方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議長** ありがとうございます。全員挙手です。よって、よって、議案第 65 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 9 番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 5、議案第 66 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 66 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 8 ページになります。議案第 66 号農地法第 4 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があつたので審議を求める。

令和 7 年 12 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

**議 長**

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、

不知火 2 吉利委員より

説明を求めます。

**吉利推進委員**

申請番号 12 - 1 について説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由が作業所・事務所の建設となっております。区長同意、排水同意、隣接同意と始末書添付とありますので何ら問題は無いかと思います。よろしくお願いします。

**議 長**

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明を願います。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

**議 長**

只今、申請番号 1 番について、説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、議案第 66 号について承認される方の挙手を求める

ます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 66 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 6、議案第 67 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 67 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 10 ページになります。議案第 67 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について、次のとおり農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請があつたので農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 12 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要なため審議を求める。

続けて詳細説明を行います。申請番号 1 番について、ご説明いたします。この案件は、令和 7 年 8 月 13 日付けで転用許可が出ましたが、当地分筆後の土地を返却してほしいと貸人及び転用者から依頼があり、事業計画変更申請を行うこととなりました。本申請は、事業面積の変更となり、当初の事業面積 1,907 m<sup>2</sup>から 1,479 m<sup>2</sup>への変更となります。事業計画及び資金計画につきましては当初の計画通りとなります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

**議 長**

只今、申請番号 1 番について、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、議案第 67 号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 67 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 7、議案第 68 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 68 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局**

議案の 12 ページになります。議案第 68 号農地法第 5 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があつたので審議を求める。

令和7年12月10日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子  
提案理由：農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

### 議長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、	5番	村嶋委員より
申請番号2番は、	不知火2	吉利委員より
申請番号3番は、	6番	河野委員より
申請番号4番は、	松橋1	中塘委員より
申請番号5番は、	松橋3	田中委員より
申請番号6番は、	松橋4	澤村委員に代わりまして、 中塘委員より
申請番号7番は、	9番	坂本委員より
申請番号8番は、	小川2	吉水委員より

それぞれ、説明を求めます。

### 村嶋委員

申請番号12-1についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅、平屋をたてられるそうです。親から子に贈与ということで、区長同意、排水同意、隣接同意もありますので問題ないかと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

### 吉利推進委員

申請番号12-2についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。受人は、法人の代表者で転用事由の方が自然発酵堆肥製造用地となっております。有機農業を広くやっておられまして区長同意、排水同意、隣接同意、始末書添付もそろっておりるので許可は可能かと思います。どうぞ審議のほどよろしくお願ひします。

### 河野委員

12-3について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由ですね、使用済み車両の車体置き場となっております。周囲はですね山林が点在する場所であります。区長の排水同意も取れております。なんら問題は無いかと思います。ご審議よろしくお願ひします。

### 中塘推進委員

12-4につきましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅となっております。貸人と受人はですね孫にあたります。家を建てるというのでこの地になっております。隣接同意、排水同意も取られており何ら問題無いと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

**田中推進委員**

申請番号 12 - 5 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用事由は貸事務所及び貸倉庫用地となってます。こちら先ほど 5 条の変更申請がありました減らした分の所ですかね。その部分になっておりまして貸事務所というような形で対して問題はないようですのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**中塘推進委員**

12 - 6 についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。貸人と借人は親子関係になります。住宅を建てるという事で、ここはですね始末書添付がついておりました。以前この場所をですね許可なく家が建つとった写真を見てもらうとわかるんですが、手前ブロックの部分が住宅が建つとったという事での始末書添付です。現在取り壊しが行われ、この先のほう一部にですね住宅が建つ予定になっております。隣接同意、排水同意が取られており、何ら問題が無いと思われます。よろしくお願ひいたします。

**坂本委員**

続きまして申請番号 12 - 7 についてご説明申し上げます。詳細はですね記載のとおりでございます。転用事由の方がですね資材置場というようなことでございますけども、今行われております国営事業の一時転用というようなことですね今回駐車場及び資材置場というようなことで申請があがつります。始末書の方はですね、以前田んぼでございました。早めに埋め立てをされた関係で始末書も添付されていますので、今回は何ら問題はないと思いますのでご審議のほういただきたいと思います。以上でございます。

**吉水推進委員**

申請番号 12 - 8 説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は宅地転用で貸人は祖父と父、借人は父の娘婿で親戚関係です。地域の同意も取れております。後は、父のショウガ農家の後継者となるそうです。何ら問題は無いかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

**議 長**

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明を願います。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、農業用施設として利用するため、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番及び 6 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番は、500m 以内に不知火支所があるため、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 5 番及び 8 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 7 番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、4 カ月の一時転用となり、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

### **議 長**

只今、申請番号 1 番から 8 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

### **議 長**

意見もないようですので、申請番号 1 番から 8 番について、承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

### **議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 68 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 8 番は、原案どおり承認することに決定されました。

### **議 長**

日程第 8、議案第 69 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 69 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

### **事務局**

議案の 16 ページになります。議案第 69 号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について、次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和 7 年 12 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。以上です。

### **議 長**

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は

割愛させていただきます。

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議長**

意見も無いようですので、議案第 69 号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 69 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議長**

日程第 9、議案第 70 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 70 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 179 ページになります。議案第 70 号農用地利用集積等促進計画書の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 12 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細説明を行います。所有権移転の説明をさせていただきます。議案の 179 ページから 184 ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが 6 件、売り渡すのが 6 件です。合計面積は、12 件中、田が 21,727 m<sup>2</sup>、畑が 17,514.65 m<sup>2</sup>、合計が 39,241.65 m<sup>2</sup>です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。ご審議方よろしくお願いいたします。

**議長**

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議長**

意見も無いようですので、議案第 70 号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 70 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 10、議案第 71 号「農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について」を上程し、議題といたします。議案第 71 号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 186 ページになります。議案第 71 号買入協議を行う旨の通知の要請について、農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定により宇城市長に対して要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 12 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：宇城市長に対して農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定による要請をするため農業委員会の議決が必要である。

続けて詳細説明をします。農用地所有者から農業委員会に農地のあっせんの申出がありましたので、熊本県農業公社を交えあっせん調整を行いましたが、価格面での不一致であることから不調となりました。

しかしながら、当該農地は優良農地であり、農地中間管理機構である熊本県農業公社による買入が特に必要と認められることから、あっせん申出者と農業公社に対して買入協議を行う旨の通知をするよう宇城市長に要請するものです。ご審議方よろしくお願ひします。

続けてちょっと補足をさせていただきます。今回の案件につきましては、農業委員会から宇城市長に通知を要請するという内容になりますが、その通知の内容というのが宇城市長から農用地の所有者と農業公社に対して、農業公社が農地の買入協議を実施するという内容になります。宇城市長が所有者に対してその通知を行いますと、農地の所有者はその買入協議に臨むという義務が発生します。また、対象の農用地について、3 週間の譲渡制限かかり、他の人に譲渡してはいけないという制限がかかることとなります。買入協議が実際に行われ、そこで農業公社との協議が成立した場合は、譲渡所得の 1,500 万円までの特別控除が受けられるという内容となっております。以上です。

**議 長**

只今、説明がありましたが、案件につきまして、何か質問、意見はありますか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、議案第 71 号につきまして承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 71 号につきまして、

原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 11、議案第 72 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 72 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 188 ページになります。議案第 72 号農地・非農地の判断について、宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 12 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

続けて詳細説明を行います。農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。申請地の非農地の判断について、申請番号 1 番は松橋地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

**議 長**

それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、議案第 72 号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 72 号について、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年第 12 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、有り難うございました。

**閉 会**

(午後 16 時 45 分) 副会長の号令による、規律、礼。